第４章　中小企業税制が租税回避行動と企業成長に及ぼす影響*

布　袋　正　樹
細　野　　薫
宮　川　大　介

Ⅰ．はじめに

中小企業税制（中小企業向け優遇税制）は，中小企業政策を実施するための一手段として国際的に活用されており，主に軽減税率，特別な費用控除，特別な税額控除，納税義務の免除から構成される。OECD［2015］によると，OECD もしくは G20に含まれる38カ国のうち，多くの国で法人税の軽減税率（14カ国），減価償却費の特別控除（15カ国），投資税額控除（９カ国），研究開発税額控除（10カ国）が中小企業を対象とした優遇税制として導入されている（軽減税率は2014年時点，その他は2015年時点の国数）。また Harju et al.［2019］によると，2014年時点で，OECD 加盟34カ国のうち29カ国で付加価値税の納税を免除する措置が小規模企業向けに導入されている。

こうした中小企業税制はどのような根拠に基づいて導入されているのだろうか。一般的に，「市場の失敗」と「税制に起因する構造的な不利益」が，中小企業を税制上優遇する根拠とされる（OECD［2015］）。この市場の失敗としては，まず，中小企業の活動がもたらす外部経済が挙げられるだろう。例えば，中小企業のイノベーション活動や人材育成はスピルオーバー効果をもっており，私的便益以上の社会的便益を生み出す。こうした活動は経営者の私的誘因だけで社会的な最適水準を実現することができないことから，優遇税制によって誘因付けを行うことが必要とされる。また，中小企業が直面する情報の非対

称性も考慮すべき市場の失敗といえる。例えば，中小企業の中にはまだ実績が乏しく経営者の資質や生産性に関する情報が投資家に知られていないため，外部資金調達が困難な企業も存在する。このような企業は少しでも内部資金を確保することが重要であり，その手段の１つとして優遇税制が必要とされる。

税制に起因する構造的な不利益として最も重要なものは，法令遵守費用の逆進性である。税金の法令遵守費用とは，経済活動を記録した上で申告書類を提出し納税を行うという一連の作業に伴う費用のことであり，こうした法令遵守費用が大きな固定費として存在する場合には，規模が小さい企業ほど相対的な費用負担が重くなる傾向がある。

また，規模が小さい企業は正味現在価値（NPV）がプラスでも損失を被る可能性が高い投資プロジェクトを実施する傾向がある点も重要である。多くの国において，法人税制は利益と欠損を非対称に扱い，利益には課税するが欠損には補助（マイナスの課税）を行わない（ただし，欠損金は一定の制限のもとで利益が出る年まで繰り越して課税所得から控除することができ，将来の法人税を軽減する）。こうした制度は企業のリスクテイクの誘因を弱める効果を持つが，損失を被る可能性が高い投資プロジェクトを実施する傾向がある中小企業は特にリスクテイクの誘因が抑制されやすい。これらの不利益を緩和する目的で中小企業向けの優遇税制は必要とされる。

しかし，法令遵守費用を除き，こうした議論から，優遇税制の対象を中小企業に限定し，かつ全ての中小企業にこの優遇税制を適用する根拠を導くことは難しい（Bergner et al.［2017］; Crawford and Freedman［2010］）。第１に，企業規模とイノベーション活動（研究開発投資，生産工程の革新，新製品サービスの開発）の間には複雑な関係があり，中小企業が革新的な場合もあれば，大企業が革新的な場合もある。したがって，イノベーション活動を促進するという観点からは，中小企業だけに優遇税制を限定することは望ましくない。第２に，外部資金制約については，中小企業全般というよりは，中小企業の中でも，革新的で平均を上回る成長を実現しているなどの理由から高い資金需要を有するにも拘わらず，社齢が若いために実態を反映した企業評価を受けられて

いない一部の企業に当てはまるものだろう。また，損失を被る可能性が高いという性質は，中小企業の中でも，スタートアップ企業や若くてハイリスクなベンチャー企業に当てはまる。したがって，外部資金制約緩和とリスクテイク促進の観点からは中小企業全般へ機械的に優遇税制を適用することは望ましくない。

関連する議論として，近年このような中小企業税制が企業の租税回避行動を誘発するというパターンがいくつかの研究で報告されている。例えば，課税所得が閾値以下の企業に適用される法人税の軽減税率が存在することで，多くの企業が課税所得を操作する結果，閾値直下の区分に課税所得の分布が集中する現象が観測されている（Devereux et al.［2014］はイギリスの事例を分析）。同様に，売上高が閾値以下の企業に対して付加価値税の納税を免除する措置（免税点制度）が存在することで，多くの企業が優遇措置を利用するために売上高を抑制し，閾値直下の区分に売上高の分布が集中する現象も観測されている（Harju et al.［2019］はフィンランドの事例，Liu et al.［2018］はイギリスの事例を分析）。

更に，こうした租税回避行動の帰結として，中小企業税制が企業成長を抑制することも示されている。例えば，Harju et al.［2019］によると，免税点制度が導入されているフィンランドでは，閾値以下に存在する企業の売上高成長率がほとんどゼロであるのに対し，免税点制度が導入されてないスウェーデンでは同じ区分に存在する企業の売上高成長率が10%～15% となっている。

このように，海外の中小企業税制に関して，本来適用すべき対象と実際の適用対象との間にズレが存在しているのみならず，租税回避行動を誘発し，結果として企業成長を阻害するなどの副作用が生じていることが多く報告されている。中小企業税制の改革に向けた海外での議論は，このような報告を論拠としている。こうした現状を踏まえて，本稿では，日本における中小企業税制を概観した上で，当該税制が企業の租税回避行動や企業成長等に及ぼした影響を明らかにするため，筆者らの研究を紹介するとともに，新たなエビデンスを示す。中小企業税制は個人事業主に対するものと法人に対するものに分かれる

が，本稿では後者の中小法人税制に注目し，その中でも特に法人所得に関係する税制について分析する。

本稿の構成は以下の通りである。第Ⅱ節では，日本の中小法人税制の概要を述べるとともに，中小法人税制と節税を目的とした減資の誘因メカニズムについて説明する。第Ⅲ節では，企業レベルの財務データを用いて，中小法人税制の新設や改正が法人の減資行動に及ぼした影響を明らかにする。第Ⅳ節では，中小法人税制に誘発された減資によりどの程度の節税が行われたのかを推計する。第Ⅴ節では，中小法人税制に誘発された減資のうち，株主への払い戻しを伴う有償減資に注目し，有償減資が企業規模や負債調達の成長等に及ぼす影響を理論と実証の両面から分析した筆者らの研究を紹介する。第Ⅵ節では，結論と日本の中小法人税制の見直しについて述べる。

Ⅱ．中小法人税制と減資

１．中小法人税制と減資の誘因

日本では，法人の益金から損金を差し引いた所得（課税所得）に対して，国からは法人税が課税され，地方からは住民税法人税割（都道府県及び市町村），事業税所得割（都道府県）が課税されている。ただし，住民税法人税割の法定税率（標準税率）は，法人税の法定税率の17.3%（都道府県５％＋市町村12.3%）として計算される。2018年５月現在，資本金１億円超の法人（普通法人）の課税所得について，法人税の法定税率が23.2%，住民税法人税割の法定税率が4.01%（都道府県1.16%＋市町村2.85%）である[1)]。また，資本金１億円超の法人には外形標準課税が適用されるため，事業税所得割の法定税率（標準税率）は資本金１億円以下の法人よりも低い3.6% となっている[2)]。外形標準課税は赤字法人に対して課税する目的から，2004年度に事業税に追加されたものである。外形標準課税には付加価値割と資本割があり，2018年５月現在，前者は付加価値に1.2% の税率で課税し，後者は資本金等の額（資本金＋資本

準備金など）に0.5%の税率で課税する。

一方，資本金１億円以下の法人は税制上の中小法人とみなされ，所得のうち800万円以下の部分には法人税の軽減税率15%が適用される[3)]。その結果，住民税法人税割の法定税率も通常より低い2.6%（都道府県0.75%＋市町村1.85%）となる。また，資本金１億円以下の法人には外形標準課税が適用されないため，事業税所得割の法定税率（標準税率）は資本金１億円超の法人よりも６%高い9.6%となっている。

したがって，法人税・住民税法人税割については，資本金１億円以下の法人の方が資本金１億円超の法人よりも法人所得税負担が軽くなる。資本金１億円超の法人は全ての所得に対して法人税・住民税所得割が27.21%の税率で課税される。これに対して，資本金１億円以下の法人は800万円超の所得に対する税率は資本金１億円超の法人と同じであるが，800万円以下の所得には17.6%の税率で課税されるため，資本金１億円超の法人よりも有利になる。また，資本金１億円以下の法人は欠損金の繰越控除限度額の特例[4)]を利用できるため，欠損金が多い場合には，資本金１億円超の法人よりも有利になる。

事業税については，資本金１億円超の法人と資本金１億円以下の法人のどちらが有利になるのか明らかではないが，赤字もしくは比較的低所得の場合に限ると，資本金１億円以下の法人の方が有利になる。例えば，所得が1,000万円，付加価値が8,000万円の法人を想定し，資本金が１億1,000万円のときと，資本金が１億円のときの事業税を比較してみよう。ただし，資本準備金はゼロとする。資本金が１億1,000万円のときは，所得割36万円（1,000万円×0.036），付加価値割96万円（8,000万円×0.012），資本割55万円（１億1,000万円×0.005），合計187万円となる。これに対して，資本金が１億円のときは，所得割96万円（1,000万円×0.096）となり，資本金１億1,000万円のときよりも事業税の負担が91万円安くなる。さらに，所得を4,000万円に置き換えた場合を計算すると，資本金１億1,000万円のときの事業税合計は295万（うち所得割140万円），資本金１億円のときの所得割は384万円になり，今度は前者の方が89万円安くなる。このように，所得が比較的小さい場合には，資本金１億円

以下の法人の方が有利になる。

以上のことから，法人税の軽減税率，欠損金の繰越控除限度額の特例，外形標準課税の免除などの中小法人向け優遇税制（中小法人税制）の新設や改正は，資本金１億円超から資本金１億円以下に減資する誘因を与えると考えられる。なお，法人所得に関係する中小法人税制には，そのほか中小法人向けの研究開発税制や投資促進税制等があるが，以下の分析では省略する。

1990年代半ば以降に限定しても，いくつかの中小法人向け優遇税制の新設や改正が行われている。2004年度には資本金１億円超の法人の事業税に外形標準課税が導入されたが，中小法人の負担増に配慮がなされ，資本金１億円以下の法人はその支払いを免除された。これに伴って，資本金１億円超の法人のうち，赤字もしくは比較的所得が低い法人は，資本金を１億円以下に減資する誘因が強くなったと推測される。また，2015年度以降は，資本金１億円超の法人の事業税において，外形標準課税（付加価値割と資本割）の税率が徐々に引き上げられ（同時に所得割の税率は引き下げられた）[5]，2015年度に再び減資の誘因が強まったと考えられる。

図表１は，資本金１億円超の法人の全所得（および，資本金１億円以下の法人の800万円超の所得）に適用される法人税・住民税法人税割の税率と，資本金１億円以下の法人の800万円以下の所得に適用される法人税・住民税法人税割の税率，両者の差の推移を示している，ただし，2012～2013年度は復興特別法人税が含まれている。800万円以下の所得に対する税率は，資本金１億円以下の法人の方が，資本金１億円超の法人よりも常に低く設定されていることが分かる。これは，資本金１億円以下の法人には法人税の軽減税率が適用されるためである。両者の差の推移に注目すると，2009年度には資本金１億円以下の法人の800万円以下の所得に適用される軽減税率の引き下げによって差が大きく拡大しており，このとき資本金１億円超から資本金１億円以下に減資する誘因が特に強まったと言える。法人税の軽減税率は1999年と2012年にも引き下げられたが，そのときは資本金１億円超の法人に適用される法人税率も同時に引き下げられたため，両者の差が拡大せず，減資の誘因は強くなっていない。ま

図表１　法人税・住民税法人税割の税率

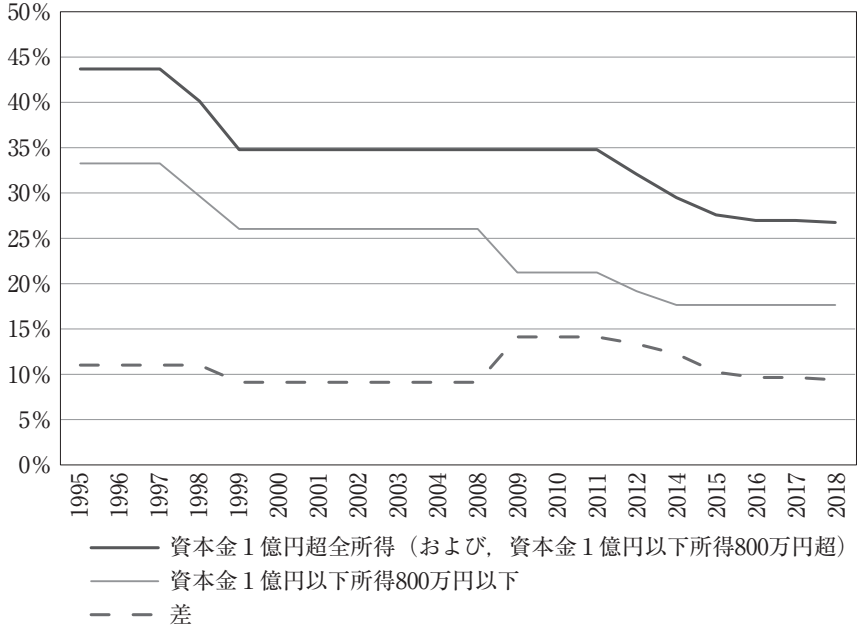

〔出所〕 財務省（各年版）『財政金融統計月報（租税特集）』に基づき筆者作成

た，2012年度以降，資本金１億円超の法人は欠損金の繰越控除限度額が徐々に制限される一方で，資本金１億円以下の法人についてはその限度額が従来の制度のまま据え置かれたため，2012年度には減資の誘因が強くなったと言えるだろう。

２．減資のタイプ

減資は有償減資と無償減資に分けて考えることができる。有償減資では資本金を減らして株主が払い込んだ資金の一部を払い戻すため，その原資として借り入れを増やすことができなければ，現金・預金や有形固定資産といった資産の一部を取り崩す必要がある。このように有償減資は資産規模を縮小させる可能性があるため，「実質上の減資」と呼ばれている。有償減資は，企業が黒字の場合には事業の縮小整理のために実施され，企業が赤字の場合には固定的な

１株当たり配当を維持するために実施される。これに対して，無償減資は株主に払い戻しを行わず資産規模の縮小を伴わないため，「名目上の減資」と呼ばれている。さらに，無償減資は資本金で繰越欠損金を相殺する「欠損填補」と，資本金を資本剰余金（資本準備金とその他資本剰余金）に振り替える「項目変更」に分かれる。前者は資本金で欠損金を穴埋めして貸借対照表の見た目を整えるために実施される。後者は将来の配当や欠損填補に備えることを理由として実施される。しかし，どのタイプの減資においても，資本金１億円超から資本金１億円以下に減資する場合，中小法人税制を利用した節税を視野に入れて実施される可能性が高い[6)]。

会社法のルールでは，減資するには，まず株主総会の特別決議（議決権の過半数を有する株主が出席し，出席株主の議決権の３分の２以上の多数で成立）で資本金を減少させる議決を行う必要がある。ただし，欠損填補の場合は普通決議（議決権の過半数を有する株主が出席し，出席株主の議決権の過半数で成立）で足りる。次に債権者に異議を述べる機会を与え，異議を述べた債権者にはその債権を弁済するか，相応の担保を提供しなければならない（田中［2016］）。無担保の債権者にとって，株主資本は債権を保全するための基金として機能しており（深尾［1998］），株主資本の縮小をもたらす有償減資の実施は，株主資本の縮小をもたらさない無償減資の実施と比べてややハードルが高いと考えられる。

次節以降の分析では，こうした減資のタイプを明示的に取り扱った上で，中小法人税制が減資に及ぼす影響，減資による節税額，減資が企業実体に及ぼす影響の３点を実証的に検討する。

Ⅲ．中小法人税制が減資に及ぼす影響

１．分析サンプルと減資タイプの特定方法

本節では，（株）東京商工リサーチの「TSR 財務情報ファイル」を用いて，

中小法人税制の新設や改正が資本金１億円超の法人の減資行動にどのような影響を及ぼしたのか，またどのようなタイプの減資に影響があったのかを明らかにする。

分析サンプルを作成するに当たり，まずは規制産業，公益法人・公企業等を含む産業をサンプルから取り除いた。具体的には，電気・ガス・熱供給・水道業，金融業，保険業，学術・開発研究機関，教育・学習支援業，医療・福祉，複合サービス事業，産業廃棄物処理業，政治・経済・文化団体・宗教，外国公務，公務，分類不能の産業を除外した。また，通常状態の企業に限定するため，資本金がゼロ以下の企業は除外し，倒産した企業については，倒産年より後のデータを取り除いた。

分析期間は1996年度から2015年度である。改正された税制は概して４月１日以降に開始される事業年度から適用されるため，４月１日から翌年３月31日までの１年間に事業年度を開始した企業を同じ年度のサンプルとして扱った。例えば1996年度のサンプルには，1996年４月１日から1997年３月31日までに事業年度を開始した企業が含まれる。言い換えると，1996年度のサンプルには1997年３月から1998年２月に決算期を迎えた企業が含まれ，1997年中の実績の一部が反映されている。各年度の分析対象は前期から存続している企業で，そのうち前期資本金が１億円超の企業に限定した。その結果，各年度の観測値数は約１万社となった。

「TSR 財務情報ファイル」には，前節で定義した減資のタイプを直接示す項目が存在しないため，本稿では図表２に示した条件に基づいて各法人の減資タイプを特定化する。１つ目の条件項目は，前期（t－1期）の繰越利益剰余金（A）である。これは，減資の目的が欠損填補であったかどうかを特定するものであり，欠損填補が目的であれば少なくとも A＜0である。２つ目の条件項目は，当期（t 期）における調整後資本剰余金の変化額[7]と減資額の比率（B）である。これは，減資額を全て資本剰余金に振り替えたかどうかを特定するものであり，減資額を全て資本剰余金に振り替えると B＝1となり，一部を振り替えると（一部を配当するか，欠損金と相殺することを意味する）B＜1とな

図表２　減資タイプの特定に用いる条件

	A．繰越利益剰余金（t－1）	B．調整後資本剰余金の変化額(t)／減資額(t)	C．利益剰余金の変化額(t)－当期純利益(t)
有償減資	A≧0 A＜0	B＜1 B＜1	－ C≦0
無償減資（欠損填補）	A＜0	B＜1	C＞0
無償減資（項目変更）	－	B＝1	－
その他	－	B＞1	－

（注）１）　資本剰余金＝資本準備金＋その他資本剰余金
　　２）　調整後資本剰余金＝資本剰余金－自己株式
　　３）　利益剰余金＝利益準備金＋任意積立金＋繰越利益剰余金
〔出所〕　筆者作成

る。３つ目の条件項目は，当期における利益剰余金の変化額から当期純利益を除いたもの（C）である[8)]。これは，資本金が繰越欠損金の相殺に使用されたかどうかを特定するものであり，資本金が繰越欠損金の相殺に使用されるとC＞0となる。

無償減資（項目変更）は減資額をすべて資本剰余金に振り替えるため，B＝1が条件となる。無償減資（欠損填補）は繰越利益剰余金が赤字で，減資額の一部を資本剰余金に振り替え（一部は欠損金と相殺し），利益剰余金を増加させるため，A＜0かつB＜1かつC＞0が条件となる。有償減資は，繰越利益剰余金が黒字で減資額の一部を資本剰余金に振り替える（一部は配当する）か，繰越利益剰余金が赤字で減資額の一部を資本剰余金に振り替え，欠損金と相殺しないため，A≧0かつB＜1か，A＜0かつB＜1かつC≦0が条件となる。B＞1のときは，どのタイプにも該当しないため「その他」に分類する。

２．中小法人税制に誘発された減資の実態

本稿は，中小法人税制の利用を目的とした減資（節税目的の減資）に関心があるため，特に資本金１億円超から資本金１億円以下に減資した法人の行動に

注目する（もちろん，こうした法人の中には節税以外の目的で減資した法人も存在する）。この際，節税とは全く無関係な減資として，資本金１億円超の範囲で減資した法人の行動を同時に観察し比較を行う。

図表３(a)は，資本金１億円超から資本金１億円以下に減資した法人数とその割合[9]を示したものである。減資した法人数と割合の双方において，分析期間中に４度のスパイクが観測される。個々のスパイクにおいて減資した法人数は2004年度が325社，2009年度が309社，2012年度が250社，2015年度が287社である。割合に直すと2004年度が2.91%，2009年度が2.79%，2012年度が2.32%，2015年度が2.86%であり，全期間平均の1.44%と比べて高い水準となっている。2004年度は中小法人に対する課税を免除する外形標準課税制度が導入され，外形標準課税を回避するために減資を行う法人（主に低所得の法人）が急増したと考えられる。2009年度は800万円以下の所得に適用される中小法人向けの軽減税率が引き下げられ，改正された特例を利用するために減資を行う法人が急激に増えたと考えられる。2012年度は大法人に適用される欠損金の繰越控除限度額が引き下げられる一方で，中小法人に適用される欠損金の繰越控除限度額が据え置かれ，そうした特例を利用するために減資する法人が増えたと考えられる。2015年度は外形標準課税の税率が引き上げられ，外形標準課税を回避するために減資を行う法人（主に低所得の法人）が再び増えたと考えられる。一方，図表３(b)は資本金１億円超の範囲で減資した法人数とその割合[10]を示している。減資した法人数と割合は2008年度までは緩やかに増加し，2009年度以降は緩やかに減少している。図表３(a)と図表３(b)から，資本金１億円超の範囲における減資と比して，１億円の閾値を跨ぐ形で実施された減資は中小法人税制の新設や改正のタイミングにおいて急激に増加するという特徴があり，こうした減資が節税を目的としていたことを示唆している。また，2004年度以降，閾値を跨ぐ形で減資を行った企業の数（割合）が平均的に増えており，外形標準課税の導入をきっかけとして節税に取り組む企業が増えた可能性を示唆している。

図表４(a)は，資本金１億円超から１億円以下に減資した法人の割合をタイ

図表３　減資の実態

（a）資本金１億円超から資本金１億円以下への減資

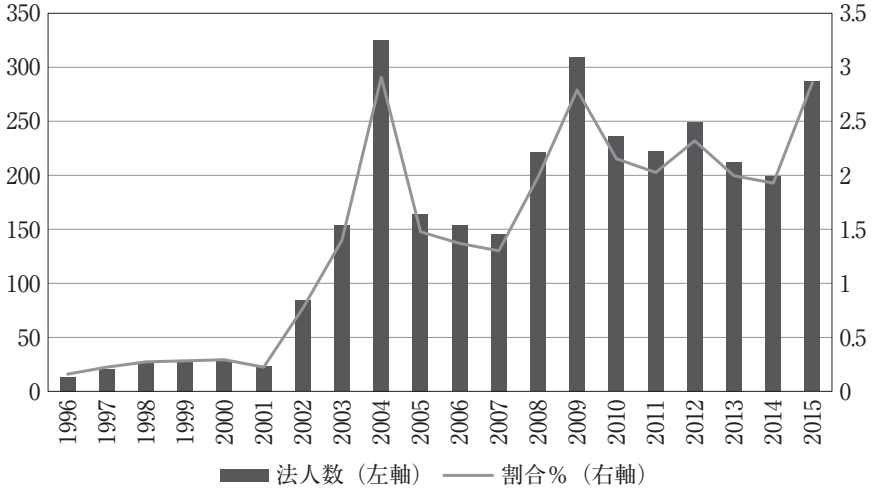

（b）資本金１億円超の範囲で減資

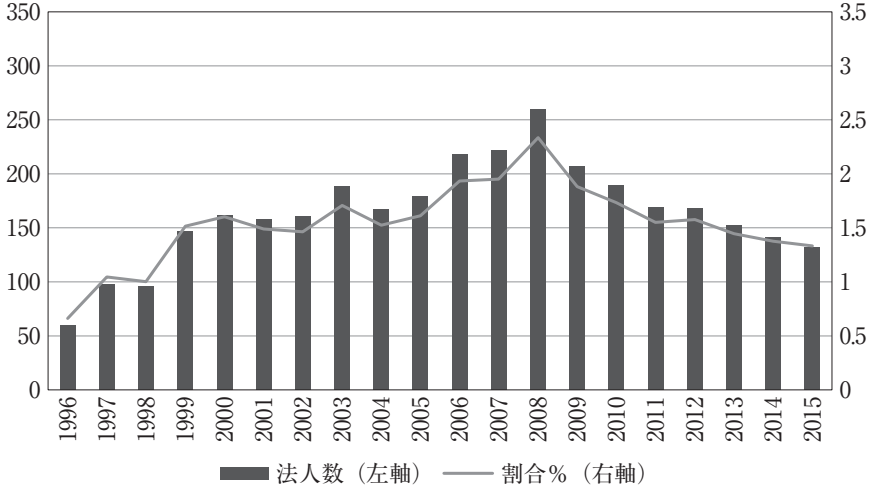

〔出所〕　東京商工リサーチ「TSR 財務情報ファイル」を用いて筆者作成

図表４　タイプ別減資の実態

（a）資本金１億円超から資本金１億円以下への減資（割合％）

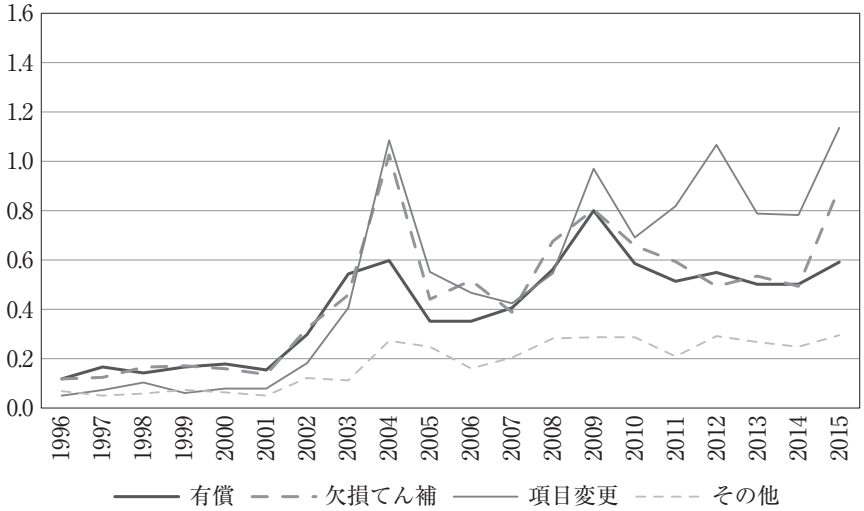

（b）資本金１億円超の範囲で減資（割合％）

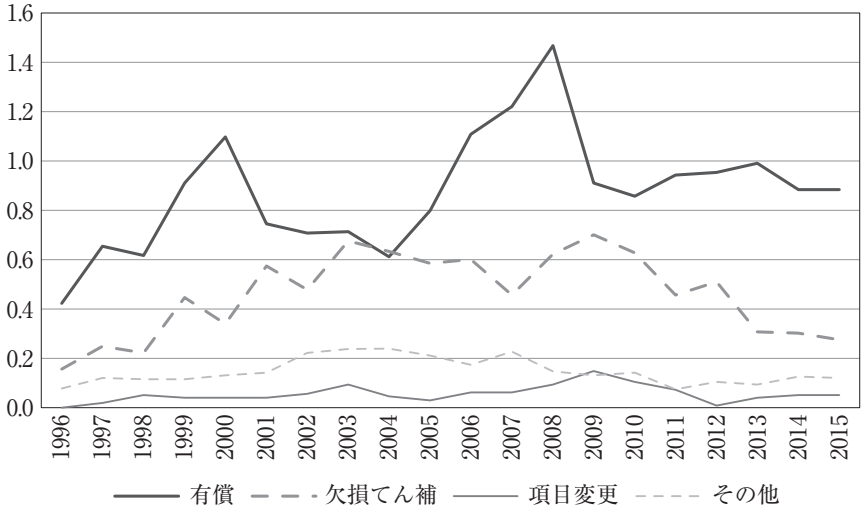

〔出所〕　東京商工リサーチ「TSR 財務情報ファイル」を用いて筆者作成

プ別に示したものである。どのタイプの減資も全体の動きと同様の傾向を示しているが，有償減資と無償減資（欠損填補）は2012年のスパイクが観察されない。また，スパイクが生じている時期に共通する特徴として，有償減資よりも無償減資の割合の方が高いことが分かる。特に，無償減資のうち「項目変更」は全てのスパイクの時期において最大の割合となっている。これは，節税目的で実施する減資としては，企業実体（資産規模）や株主資本に影響を及ぼさない無償減資が好まれることを示唆している。一方，図表４(b)は資本金１億円超の範囲で減資した法人の割合をタイプ別に示したものである。図表４(a)の場合と異なり，無償減資（項目変更）の割合は全ての期間を通じてゼロに近い水準で推移している。これは，節税以外の目的の場合，項目変更がほとんど利用されないことを示している。逆に，有償減資は３つのタイプの減資の中で最も割合が高く，2000年度と2008年度にスパイクを示している（本稿の定義において，2000年度と2008年度のサンプルには，それぞれ2001年中と2009年中の実績の一部が反映されている）。これらの年度中にはITバブル崩壊と世界金融危機がそれぞれ発生し，その影響で日本も景気後退局面に入った。2000年度と2008年度におけるスパイクについては，これらの景気後退の際に赤字の企業が急増し，それらの企業が固定的な１株当たり配当を維持するため，有償減資を実施したと解釈できるだろう。なお，無償減資（欠損填補）の割合は，有償減資と比べて低く安定的に推移しており，図表３(b)で示した全体の動きと概ね同様の傾向を示している。

Ⅳ．減資による節税額

１．節税額の推計方法

本節では，資本金１億円超の法人が資本金１億円以下に減資することで，どの程度の節税を実現できたのかについて簡単な推計を行う。まずは「TSR財務情報ファイル」を用いて減資した法人それぞれの節税額を推計し，それらを

年度別に集計する。さらに，「TSR 財務情報ファイル」に収録されている法人数と実際の法人数の比率を用いて，マクロの節税額を推計する。

本稿では，各法人の減資による節税額を以下のように定義する。

節税額＝資本金を１億円超に維持したときの支払税額
－資本金を１億円以下に減らしたときの支払税額

ただし，支払税額としては法人税，住民税法人税割，事業税を考える。まず，資本金を１億円超に維持したときの支払税額のうち，法人税，住民税法人税割，事業税所得割の課税ベースを以下のように単純化して定義する。

課税所得＝税引前当期利益－欠損金の繰越控除額

ただし，税引前当期利益が赤字のときは課税所得をゼロとする。また，欠損金の繰越控除額には，欠損金（当期利益を除く繰越利益剰余金の赤字）と欠損金の控除限度額のうち小さい方を用いる。法人税，住民税法人税割，事業税所得割は上記の課税所得にそれぞれの税率を乗じて計算する。ただし，2012～2013年度は復興特別法人税の税率も考慮する。

資本金を１億円超に維持すると，事業税で外形標準課税が追加して適用される。外形標準課税のうち，事業税付加価値割の課税ベースを以下のように定義する。

課税付加価値＝税引前当期利益＋収益分配額－雇用安定控除額

ただし，収益分配金は報酬給与額，純支払利子，賃貸料の合計である[11)]。また，雇用安定控除は，報酬給与額のうち収益分配金の７割を超える分（雇用安定控除額）を課税ベースから控除する制度である。事業税付加価値割は上記の課税付加価値に税率を乗じて計算する。また，事業税資本割の課税ベースは以下のように単純化して定義する。

課税資本＝資本金＋資本準備金

ただし，課税資本を求める際は圧縮措置を反映させて，資本金と資本準備金の合計のうち，1,000億円以下の部分は100%，1,000億円超5,000億円以下の部分は50%，5,000億円超１兆円以下の部分は25%，１兆円超の部分は０％を課税資本に算入する。事業税資本割は上記の課税資本に税率を乗じて計算する。

一方，資本金を１億円以下に減らしたときの支払税額は，所得を課税ベースとする法人税，住民税法人税割，事業税所得割である。課税所得は税引前当期利益から欠損金の繰越控除額を差し引いて求めるが，2012年度以降，欠損金の繰越控除額は資本金１億円超の場合よりも大きくなっている。支払税額を求める際，課税所得のうち800万円以下の部分には法人税の軽減税率を用いる。

本稿では，中小法人に対する外形標準課税の免除が導入された2004年度以降に注目し，資本金１億円超から資本金１億円以下への減資による節税額を計算する。なお，節税額を計算する際に用いた税率は図表５に示した通りである。

図表５　普通法人に適用される法人所得税の税率

(a) 資本金１億円超の法人							
税目	課税所得	2004	2008	2009	2012	2014	2015
法人税	全ての課税所得	30.00%			25.50%		23.90%
住民税法人税割	(法人税率×0.173)	5.19%			4.41%		4.13%
復興特別法人税	(法人税率×0.1)	−	−	−	2.55%	−	−
事業税所得割		7.20%	7.19%			7.20%	6.00%
付加価値割	外形標準課税	0.48%					0.72%
資本割	外形標準課税	0.20%					0.30%
(b) 資本金１億円以下の法人							
税目	課税所得	2004	2008	2009	2012	2014	2015
法人税	800万円超	30.00%			25.50%		23.90%
住民税法人税割	(法人税率×0.173)	5.19%			4.41%		4.13%
復興特別法人税	(法人税率×0.1)	−	−	−	2.55%	−	−
事業税所得割		9.60%	9.59%				
法人税（軽減税率）	800万円以下	22.00%		18.00%	15.00%		
住民税法人税割	(法人税率×0.173)	3.81%		3.11%	2.60%		
復興特別法人税	(法人税率×0.1)	−	−	−	1.50%	−	−
事業税所得割		9.60%	9.59%				

(注) １）　法人税の軽減税率については，2010年４月以降，大法人（資本金５億円以上の法人）の100%子法人及び100% グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人には適用されない。

２）　事業税所得割の軽減税率については示していない。また，2008年10月から導入された地方法人特別税は事業税所得割に含めて表示。

３）　2014年10月から導入された地方法人税は住民税に含めて表示

〔出所〕　財務省（各年版）『財政金融統計月報（租税特集）』に基づき筆者作成

２．推計結果

図表６は，「TSR 財務情報ファイル」に基づく節税額の推計結果を示している。外形標準課税が導入された2004年度以降に資本金１億円超から資本金１億円以下に減資した法人のうち，節税法人（推計した節税額がプラスになった法人）の割合は68%～84% であり，これらの法人は節税目的で減資した可能性が高い。節税法人について年度別に集計した節税額は4.6億円～14.2億円であるが，中小法人税制が新設もしくは改正された年度はこの集計された節税額が大きくなっている。具体的には，2004年度，2009年度，2012年度，2015年度はそれぞれ外形標準課税の免除の新設，法人税の軽減税率の引き下げ，欠損金の繰越控除限度額の据え置き，外形標準課税の強化によって減資法人数が増え，集

図表６　節税額の推計

	減資法人数	うち節税法人	割合（%）	集計節税額（百万円）				平均節税額（百万円）					マクロの節税額（百万円）
				節税額	内訳			節税額	内訳			上位10社の節税額	
					事業税	法人税	住民税		事業税	法人税	住民税		
2004	325	250	76.92	1,174	1,106	58	10	4.70	4.42	0.23	0.04	66.91	3,314
2005	163	131	80.37	955	913	36	6	7.29	6.97	0.27	0.05	73.97	2,697
2006	154	118	76.62	624	586	32	6	5.28	4.96	0.27	0.05	39.71	1,794
2007	146	105	71.92	603	567	30	5	5.74	5.40	0.29	0.05	48.55	1,877
2008	221	186	84.16	463	416	40	7	2.49	2.24	0.22	0.04	19.46	1,272
2009	309	258	83.5	873	757	99	17	3.39	2.93	0.38	0.07	32.10	2,393
2010	236	192	81.36	600	507	79	14	3.12	2.64	0.41	0.07	30.12	1,465
2011	222	160	72.07	527	451	65	11	3.29	2.82	0.41	0.07	25.04	1,292
2012	250	183	73.2	1,083	688	342	54	5.92	3.76	1.87	0.29	63.27	2,374
2013	212	157	74.06	760	406	306	48	4.84	2.58	1.95	0.31	39.93	1,760
2014	200	142	71	960	548	351	61	6.76	3.86	2.47	0.43	67.94	2,059
2015	287	196	68.29	1,421	914	431	74	7.25	4.67	2.20	0.38	59.15	3,230

（注）　マクロの節税額は，産業別に集計節税額と法人数比の積を求め，それらを全産業で合計したものである。

ただし，法人数比には，資本金１億円以上の法人数の比率（法人企業統計調査の法人数／TSR 財務情報ファイルの法人数）を用いた。

〔出所〕　東京商工リサーチ「TSR 財務情報ファイル」，財務省「法人企業統計調査の結果（年次）」を用いて筆者作成

計節税額が大きくなったと考えられる。節税額の内訳をみると，どの年度においても事業税の節税額が法人税・住民税の節税額を大きく上回っている。ただし，2011年度から2012年度にかけて法人税・住民税の節税額が拡大しており，中小法人に対する欠損金の繰越控除限度額据え置きの効果が顕著に出ている。節税法人の産業構成（2004年度～2015年度の平均）をみると，製造業（21.56%），卸売業・小売業（21.37%），サービス業（17.58%），建設業（16.74%）の割合が非常に高くなっている。さらに，産業別に集計節税額と法人数比の積を求め，それらを全産業で合計してマクロの節税額を推計した。ただし，法人数比には，資本金１億円以上の法人数の比（法人企業統計調査の法人数／TSR 財務情報ファイルの法人数）を用いた。マクロの節税額は12.7億円～33.1億円である。

本稿の推計によると，資本金１億円超から資本金１億円以下への減資による節税額は最大で33億円であり，2017年度の法人所得税収約20兆円（法人事業税収＋法人税収＋法人住民税収）[12] と比較して少額ではあるが，節税法人１社当たりの節税額（平均節税額）に直すと249万円～729万円となる。これは，2017年度の１社当たり法人所得税収773万円（利益計上法人１社当たり法人所得税収2,068万円）と同等の水準であり，決して少ない額とは言えないだろう[13]。平均節税額の内訳をみると，事業税分が最も多く224万円～697万円となっている。それに比べて法人税・住民税分は少ないが，中小法人に対する欠損金繰越控除の特例が導入された2012年度以降は急激に拡大し，特に法人税分は187万円～247万円となっている。また，上位10社の平均節税額は1,946万円～7,397万円であり，比較的高い水準となっている。

Ⅴ．減資が企業実体に及ぼす影響

１．有償減資の理論モデル

前節では，中小法人税制が資本金１億円超から資本金１億円以下への減資を誘発した可能性が高いことを描写した上で，結果としてどの程度の節税額が実

現したのかを推計したが，その際，減資が企業実体に与える影響については明示的に議論していなかった。しかし，減資タイプのうち，株主に払い戻しを行わない無償減資は資産の縮小を伴わないため企業実体に影響を及ぼさないと考えるのが自然である一方，株主に払い戻しを行う有償減資の場合，もし減資額を相殺する形で借り入れを増やすことができなければ，資産が縮小し企業実体に影響を及ぼす可能性もある。そこで，本節では，外形標準課税の導入（中小法人への外形標準課税免除の新設）に誘発された資本金１億円超から資本金１億円以下への有償減資に注目し，それが企業実体に及ぼした影響を，筆者らの研究（Hosono et al.［2020］）を参照しながら明らかにする。

以下では，まず Hosono et al.［2020］のモデルを用いて，借入制約下で有償減資が企業実体に影響を及ぼすメカニズムについて理解を深める。いま，資本金 e（$>\bar{e}$）を保有する法人について考える。ただし，簡単化のため資本剰余金や利益剰余金はないとする。期首に資本金 $\bar{e}$ 超の法人に対して外形標準課税が導入されると，この法人は資本金を維持するか，$\bar{e}$ の水準まで資本金を減少させるか（減資分は株主に払い戻す）を選択する。その後，法人は資本ストック（k），労働（l），中間財（m）を用いて生産を行う。産出量（y）と生産要素の関係は以下の生産関数（規模に対して収穫逓減を想定）で表される。

$$y=Ak^{\alpha}l^{\beta}m^{\gamma},\ \alpha+\beta+\gamma<1$$

ただし，A は生産性を示す。法人は金融仲介業者に資本金分の金額を預金し，それを担保としてレンタル率（R）で資本ストック（k）を借りるとする。この市場は競争的であると仮定する。このため，レンタル率（R）は減価償却率（δ）と利子率（r）の和となる。

ここで，上記のレンタル契約を遵守した場合，収入（y）から中間財費（pm），人件費（wl），レンタル料（$\delta k+rk$），支払税額（T）を差し引いた額（w，p はそれぞれ賃金率と中間財価格を表す）と預金の元利合計（$e+re$）の和，つまり $y-pm-wl-(\delta+r)k-T+(1+r)e$ が法人の期末資産となる。一方，レンタル契約を破った場合，法人はレンタル料を支払わず，減価償却後の

資本ストックを100×φ％割引で転売するが，金融仲介業者はペナルティとして預金の元利合計を没収するため，法人の期末資産は$y-pm-wl-T+(1-\varphi)(1-\delta)k$となる。しがって，法人がレンタル契約を遵守する条件（借入制約式）は以下のように表される。

$$(1+r)e-(\delta+r)k \geq (1-\varphi)(1-\delta)k \qquad (1)$$

詳細はHosono et al.［2020］に譲るが，生産性が低く，資本ストックへの需要が小さい場合，この条件は不等号で成立する。この場合，法人は望ましい資本ストックをすべて借り入れて事業を営むことが出来るため，借入制約には直面していない。他方，生産性が高く，資本ストックへの需要が大きい場合，この条件が等号で成立する。この場合は，利用できる資本ストックが望ましい資本ストックを下回っており，法人は借入制約に直面していることとなる。

また，この法人の支払税額は以下のように表される。

$$T=\begin{cases} \tau_L \pi^{pre}+\tau_V(y-pm)+\tau_E e & \text{if } e>\bar{e} \\ \tau_H \pi^{pre} & \text{otherwise} \end{cases}$$

τ_L，τ_V，τ_Eは外形標準課税が適用されたときの法人所得税率（法人税・住民税・所得割），付加価値割税率，資本割税率を示し，$\tau_H(>\tau_L)$は外形標準課税を免除されたときの法人所得税率を示す。税引前利益は以下のように表される。

$$\pi^{pre}=y-pm-wl-(\delta+r)k+re$$

この問題は，生産に関する意思決定から始めて，減資の選択へと逆向きに解くことができる。まず，資本金がeのとき（資本金を維持したとき）と，資本金が$\bar{e}$のとき（減資したとき）の両方について，以下の最適化問題を解く。

$$\max_{m,\,l,\,k} \pi=\pi^{pre}-T \quad \text{subject to}(1)$$

目的関数πは税引後利益であり，法人は税引後利益を最大化するように中間財，労働，資本ストックを選択する。その後，資本金がeのときの税引後利益

と，資本金が $\bar{e}$ のときの税引後利益を比較し，税引後利益が大きい方の資本金規模を選択する。

このモデルを解析することで，以下のような仮説が導かれる（解析の詳細については，Hosono et al.［2020］を参照されたい）。

- 仮説１：生産性が低い法人は，生産性が高い企業と比べて外形標準課税の導入に反応して閾値以下に減資する傾向が強い。
- 仮説２Ａ：借入制約に直面していない場合，外形標準課税の導入に反応して減資する法人は，資本ストック，借入，産出量を増加させる。
- 仮説２Ｂ：借入制約に直面している場合，外形標準課税の導入に反応して減資する法人は，資本ストック，借入，産出量を減少させる。

まず，仮説１は次のように解釈できる。法人は閾値以下に減資すると外形標準課税を免除される一方，（資本金を維持した場合よりも）高い法人所得税率を課されるため必ずしも減資が税制上有利とは言えない。しかし，生産性が低い法人であれば税引前利益が小さく法人所得税も少額なため，減資が税制上有利になる傾向がある。また，法人が借入制約に直面している場合は，減資を行うと借入制約を通じて資本ストックが減少し，投資機会を失うことになるが，生産性が低い法人は借入制約に直面する可能性が低く，こうした機会損失が小さいため，生産性が高い法人と比べて減資が容易となる。次に，仮説２Ａは次のように解釈できる。法人が閾値以下に減資すると，資本ストックに対する限界税率が低下する結果，資本ストックが増加し産出量を増加させる。なお，こうした資本ストックの増加と資本金の減少は，借入（$k-e$）の増加を伴っている。最後に，仮説２Ｂは，借入制約に直面している法人が減資した場合，借入制約を通じて資本ストックが減少し，借入も減少するためである。また，減資に伴う資本ストックの減少は生産関数を通じて産出量を減少させる。

２．実証分析

続いて，「TSR 財務情報ファイル」を用いて上記の仮説を検証した実証分析として，Hosono et al.［2020］における仮説２の検証結果を中心に述べる。具

体的には，外形標準課税の導入がアナウンスされた後の2002年度～2006年度に資本金１億円超過から資本金１億円以下への有償減資を行った法人（$CAPRED_{it}$＝1）を処置群（treated group），同期間に資本金を維持した資本金１億円超の法人（$CAPRED_{it}$＝0）を対照群（control group）として，群別に，アウトカム変数の減資前（t －1期）からの変化の平均を求め，群間でその平均に有意な差があるのかどうかを検証する DID 推定（difference in differences 推定）を行う。このような推定を行うことで，両群に共通のマクロ的要因による効果を取り除き，有償減資の効果を抽出することができる。アウトカム変数としては，企業規模（size），負債調達（debt finance），資産構成（asset portfolio），パフォーマンス（performance）という４つのカテゴリーを考える。企業規模の変数には総資産の対数値（ASSET），有形固定資産の対数値（TAN），従業員数の対数値（EMP），売上高の対数値（SALES）を用いる。負債調達の変数には負債の対数値（DEBT）と負債・総資産比率（DEBTRATIO）を用いる。資産構成の変数には現預金・総資産比率（CASHRATIO）と有形固定資産・総資産比率（TANRATIO）を用いる。パフォーマンス変数には営業利益の対数値（PROFIT），付加価値の対数値（VA），営業利益・総資産比率（ROA），付加価値・売上高比率（VARATIO）を用いる。アウトカム変数の変化としては，t －1期～t 期の変化，t －1期～t ＋1期の変化，t －1期～t ＋2期の変化の３期間を用いる。

上記の DID 推定においては，有償減資と資本金の維持がランダムに割り当てられた事象ではないことに起因するサンプルセレクションの問題が存在する。このため，単純に対照群の全法人を用いて DID 推定を行うと推定結果にバイアスが発生してしまう。そこで，傾向スコアマッチングを行うことでこうしたバイアスを取り除く。具体的には，以下のプロビットモデルを用いて分析対象法人が有償減資を行う確率（傾向スコア）を推計し，処置群の法人一つ一つに対して対照群の中から最も傾向スコアが近い法人をペアとして選び，DID 推定を行う際の対照群とする。

$$\mathrm{Prob}(CAPRED_{it}=1)=\mathrm{Prob}(\varepsilon_{it}>-\beta x_{it-1}),\ \varepsilon_{it}\sim N(0,1)$$

ここで，ε_{it} はプロビット推定の誤差項である。プロビット推定を行う際の説明変数 x_{it-1}（すべて前期の値）には労働生産性ダミー（VAPE），節税可能性ダミー（TAX），資本金の対数値（CAPITAL），従業員数の対数値（EMP），現預金・総資産比率（CASHRATIO），産業ダミーを用いる。そのうち，労働生産性ダミーは労働生産性が中央値よりも大きい法人を１，それ以外を０とするダミー変数である。節税可能性ダミーは，資本金１億円超から資本金１億円以下への減資を仮定したときの節税額（外形標準課税が適用されたときの支払税額－外形標準課税を回避したときの支払税額）がプラスの法人を１，それ以外を０とするダミー変数である。プロビットモデルは年度別に推計し，処置群企業にマッチングされる対照群企業のペアは同じ年度から選択する。

図表７はDID推定の結果を示している。Treated，Control，Difference，Std．Errにはそれぞれ処置群のアウトカム変数の変化，対照群のアウトカム変数の変化，処置群と対照群のアウトカム変数の変化の差（DID推定量），このDID推定量の標準誤差が示されている。まずは企業規模（size）についてみると，どの変数のDID推定量もマイナスで有意に推定され，有償減資を行った法人は資本金を維持した法人との比較において，減資の前後で企業規模が減少したことを示している。また，企業規模の減少幅は時間の経過とともに拡大している。減資の２年後（t＋2期）までの変化についてDID推定量をみると，有償減資を行った法人は資本金を維持した法人と比べて，総資産で15.9%，有形固定資産で16.4%，従業員数で12.4%，売上高で15.4%多く減少している。有償減資を行った法人について資本金減少率の平均は42%であり，企業規模縮小の効果はそれと比べて小さいことが分かる。また，負債調達（debt finance）についてみると，負債の対数値のDID推定量はマイナスで有意に推定され，有償減資を行った法人は資本金を維持した法人との比較において，減資の前後で負債が減少したことを示している。企業規模と同様にその減少幅は時間の経過とともに拡大しており，減資の２年後までの変化でみると，

図表７　DID 推定

Panel A. Size

Change in outcome	Treated	Controls	Difference	Std. Error	
ASSET(t) − (t−1)	−0.057	0.024	−0.081	0.022	＊＊＊
ASSET(t+1) − (t−1)	−0.081	0.050	−0.131	0.031	＊＊＊
ASSET(t+2) − (t−1)	−0.098	0.061	−0.159	0.038	＊＊＊
TAN(t) − (t−1)	−0.021	0.024	−0.044	0.034	
TAN(t+1) − (t−1)	−0.085	0.076	−0.161	0.050	＊＊＊
TAN(t+2) − (t−1)	−0.102	0.062	−0.164	0.066	＊＊
EMP(t) − (t−1)	−0.034	0.012	−0.046	0.018	＊＊＊
EMP(t+1) − (t−1)	−0.064	0.028	−0.092	0.027	＊＊＊
EMP(t+2) − (t−1)	−0.086	0.038	−0.124	0.035	＊＊＊
SALES(t) − (t−1)	−0.057	0.013	−0.070	0.022	＊＊＊
SALES(t+1) − (t−1)	−0.065	0.036	−0.100	0.033	＊＊＊
SALES(t+2) − (t−1)	−0.107	0.047	−0.154	0.044	＊＊＊

（注）　＊＊＊significant at 1%,　＊＊significant at 5%,　＊significant at 10%。

Panel B. Debt finance

Change in outcome	Treated	Controls	Difference	Std. Error	
DEBT(t) − (t−1)	−0.045	0.025	−0.070	0.031	＊＊
DEBT(t+1) − (t−1)	−0.072	0.054	−0.126	0.042	＊＊＊
DEBT(t+2) − (t−1)	−0.100	0.056	−0.156	0.050	＊＊＊
DEBTRATIO(t) − (t−1)	0.012	0.002	0.010	0.010	
DEBTRATIO(t+1) − (t−1)	0.008	0.007	0.000	0.011	
DEBTRATIO(t+2) − (t−1)	0.003	0.008	−0.005	0.012	

（注）　＊＊＊significant at 1%,　＊＊significant at 5%,　＊significant at 10%。

Panel C. Asset portfolio

Change in outcome	Treated	Controls	Difference	Std. Error	
CASHRATIO(t) − (t−1)	0.009	−0.005	0.015	0.008	＊
CASHRATIO(t+1) − (t−1)	−0.0002	−0.016	0.015	0.009	
CASHRATIO(t+2) − (t−1)	−0.0005	−0.016	0.015	0.011	
TANRATIO(t) − (t−1)	−0.0004	0.004	−0.004	0.008	
TANRATIO(t+1) − (t−1)	−0.001	0.001	−0.001	0.010	
TANRATIO(t+2) − (t−1)	0.005	−0.005	0.010	0.011	

（注）　＊＊＊significant at 1%,　＊＊significant at 5%,　＊significant at 10%。

Panel D. Performance

Change in outcome	Treated	Controls	Difference	Std. Error	
PROFIT(t) − (t−1)	−0.206	0.409	−0.615	0.183	＊＊＊
PROFIT(t+1) − (t−1)	−0.269	0.385	−0.654	0.210	＊＊＊
PROFIT(t+2) − (t−1)	−0.395	0.420	−0.816	0.228	＊＊＊
VA(t) − (t−1)	−0.108	0.369	−0.477	0.185	＊＊
VA(t+1) − (t−1)	−0.121	0.403	−0.524	0.216	＊＊
VA(t+2) − (t−1)	−0.078	0.450	−0.528	0.233	＊＊
ROA(t) − (t−1)	−0.005	0.011	−0.016	0.005	＊＊＊
ROA(t+1) − (t−1)	−0.006	0.011	−0.017	0.005	＊＊＊
ROA(t+2) − (t−1)	−0.005	0.008	−0.013	0.006	＊＊
VARATIO(t) − (t−1)	0.00001	0.012	−0.012	0.006	＊＊
VARATIO(t+1) − (t−1)	−0.0001	0.010	−0.010	0.007	
VARATIO(t+2) − (t−1)	0.008	0.010	−0.002	0.008	

（注）　＊＊＊significant at 1%，＊＊significant at 5%，＊significant at 10%。
〔出所〕 Hosono et al.［2020］

有償減資を行った法人は資本金を維持した法人と比べて15.6%多く減少している。一方，負債・総資産比率のDID推定量は有意に推定されず，有償減資は負債比率にほとんど影響を及ぼさないことを示している。

以上の結果は，仮説２Ｂと整合的な企業が分析対象に少なからず含まれていることを意味している。すなわち，有償減資を行った法人の中に借入制約に直面する法人が含まれている可能性が高い。図表には示していないが，処置群のうち，借入制約が比較的厳しい産業に属する処置群企業（及びマッチングされた対照群企業）と，借入制約が比較的緩い産業に属する処置群企業（及びマッチングされた対照群企業）についてDID推定を行うと，前者については，企業規模と負債調達（負債・総資産比率を除く）のDID推定量がマイナスで有意に推定され，後者についてはそれらのDID推定量のほとんどが有意に推定されないことが確認された。これらの結果は仮説２Ｂと整合的である。（結果の詳細は，Hosono et al.［2020］を参照されたい）。

図表７には，こうした企業規模に関する減資の因果効果以外にも興味深い結果が示されている。第１に，資産構成（asset portfolio）についてみると，ど

のDID推定量も（５％水準以上で）有意に推定されず，有償減資が現預金・総資産比率や有形固定資産・総資産比率に対してほとんど影響を及ぼさないことを示している。第２に，パフォーマンス（performance）についてみると，営業利益の対数値と付加価値の対数値のDID推定量はすべてマイナスで有意に推定され，有償減資を行った法人は資本金を維持した法人との比較において，減資の前後で営業利益や付加価値が減少したことを示している。しかもそうしたパフォーマンスの低下は，少なくとも有償減資の２年後まで継続している。また，営業利益・総資産比率のDID推定量はすべての期間で，付加価値・売上高比率のDID推定量は有償減資を行った年度においてマイナスで有意に推定され，有償減資を行った法人は資本金を維持した法人と比べて，それらの期間において総資産（売上高）よりも営業利益（付加価値）の減少率が大きいことを示している。これらの結果は，有償減資は企業規模を縮小させるだけでなく，法人のパフォーマンスを少なくとも短期的には低下させることを示唆している。

Ⅵ．結　論

本稿では，日本の中小企業税制のうち中小法人税制に注目し，その中でも特に法人所得に関係するものを取り上げた上で，それらが節税目的の減資に及ぼす影響，減資により実現した節税額の規模，減資が企業実体に及ぼした影響を実証的に検討した。日本企業に関するマイクロデータを用いた分析の結果，第１に，近年においては外形標準課税の導入以降，中小法人税制が新設もしくは改正される度に，資本金１億円超から資本金１億円以下に減資する法人が増加したことが確認された。第２に，減資により１法人当たり249万円～729万円の節税（推計額）が行われていたことが分かった。第３に，中小法人税制の新設・改正が行われた際，株主への払い戻しを伴う有償減資も増加しているほか，これらの有償減資が，少なくとも短期的には企業規模，負債調達，企業パフォーマンスに対して負の因果効果を有することが分かった。

これらの結果は，諸外国と同様に，日本においても中小企業向けの優遇税制が租税回避を誘発するとともに，企業の成長を阻害する可能性が高いことを示している。ただし，このような租税回避を行った法人の数はそれほど多くなく，経済全体への影響は限定的だという見方もある。

中小法人税制が経済全体に及ぼす影響を分析するには，もともと資本金１億円以下にいた法人や資本金１億円以下で新たに起業した法人などにも注意を払う必要がある。国税庁『会社標本調査結果』によると，2017年度において全法人数（約269万社）のうち資本金１億円以下の法人の割合は99.29% であり，法人のほとんどが中小法人税制の対象となっている。しかも資本金１億円以下の法人の割合は2011年度～2017年度の６年間に0.19% ポイント上昇しており，中小法人税制の対象は拡大する傾向にある。

では中小法人税制の適用により，資本金１億円以下の法人全体としてどの程度の税収ロスが発生しているのだろうか。税収ロスの全体像は分からないが，例えば，2014年度において，課税所得のうち800万円以下の部分に課される法人税軽減税率（15%，基本税率25.5%）による減収見込額は2,777億円（財務省［2014］），法人税軽減税率による法人税収の減収に伴う住民税の減収見込額は480億円（総務省［2014］）であった。また，2013年度において資本金１億円未満の法人に対して外形標準課税を免除したことによる事業税の減収額は3,361億円と推計されている（梅原［2016］）。これらの減収額を単純に合計すると6,618億円であり，資本金１億円以下の法人全てを考慮すると，経済への影響は無視できない規模となる。

本稿の冒頭で述べたように，中小法人税制は，実際の適用対象と本来適用すべき対象との間にズレが生じており，中小法人課税による税収ロスの中には，本来適用すべきではなかった法人に対するものが多く含まれている。そのため，今後の改革の方向性としては，中小法人税の適用対象を本来の対象に近づけていき，税収ロスをできるだけ小さくしていくことが望ましい。既述の通り，企業規模とイノベーション活動との間における複雑な関係を踏まえると，イノベーション活動の観点から中小法人だけを税制面で優遇する理由はない。

この点に関して，日本の研究開発税制において中小法人は大法人よりも税額控除割合が高く設定されている（優遇されている）が，中小法人と大法人の税制上の扱いが同一になるような見直しを検討することも一案だろう。

外部資金制約を緩和する観点からは，中小企業全般を等しく取り扱った優遇政策ではなく，若くて革新的で高成長・高資金需要といった特徴を有する企業を税制上優遇することが望ましいと考えられる。例えば，日本では，課税所得のうち800万円以下の部分に対する法人税率を軽減する措置が中小企業全般に適用されているが，社齢や資金需要などの条件を設定して適用対象を絞り込む検討を進めることも有効であろう。損失を被る可能性が高い企業を援助する観点からも，優遇税制の対象は中小法人全般ではく，スタートアップ企業や若くてハイリスクなベンチャー企業に限定することも検討に値する。このほか，日本においては，中小法人は大法人よりも欠損金の繰越控除限度額が優遇されている。大法人は過去10年以内に発生した欠損金を，課税所得の50% を上限として課税所得から控除することができるが，中小法人は控除の上限が課税所得の100% まで認められている。こうした優遇措置についても，中小法人全般ではなく，リスクの高いスタートアップ企業やベンチャー企業だけに適用するよう見直すことが検討されるべきだろう。このような適用対象の絞り込みは，軽減税率が適用される課税所得範囲の拡大や対象企業に対する欠損金の繰越期間の拡張を検討する上で重要な論点となる。

このように，資本金以外の要因を考慮して優遇税制の適用対象を本来適用すべき対象に近づけていけば，税収ロスを最小限に抑えることができるとともに，企業成長への悪影響を取り除くこともできるだろう。

今後の課題としては，閾値以下の法人がその区分にどの程度の期間留まっているのか。また，閾値以下の区分と閾値超の区分で企業成長にどのような違いがあるのかについても分析を行い，中小企業税制が企業成長に及ぼす影響についてさらに理解を深めることが重要と考えられる。

［注］

＊　本稿の執筆にあたり，国立大学法人一橋大学と株式会社東京商工リサーチ（TSR）との間における共同研究契約に基づき，TSR からデータ提供を受けた。また，細野と宮川は科学研究費補助金（基盤研究（B）課題番号17H02526）による助成を受けた。なお，本稿の一部は（独）経済産業研究所における研究プロジェクト「企業成長のエンジンに関するミクロ実証分析」の成果に基づく。

1）　2014年10月から導入された地方法人税は住民税に含めて表示している。

2）　厳密には，資本金が1,000万円未満または事業所の数が３つ未満の法人に対して事業税所得割の軽減税率が適用されるが，ここでは説明を省略する。また，2008年10月から導入された地方法人特別税は，事業税所得割に含めて表示している。

3）　資本金１億円以下の法人に対する法人税の軽減税率は2012年度以降19% であるが，租税特別措置によりこれをさらに15% まで軽減している。ただし，2010年度以降，資本金１億円以下の法人でも，大法人（資本金５億円以上の法人）の100% 子会社及び100% グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人に，こうした特例は適用されない。

4）　資本金１億円超の法人に対する欠損金の繰越控除限度額は2012年度以降縮小され，2012～2014年度が所得の80%，2015年度が所得の65%，2016年度が所得の60%，2017年度が所得の55%，2018年度以降が50% となったが，資本金１億円以下の法人については，所得の100% が維持されている。ただし，資本金１億円以下の法人でも，大法人（資本金５億円以上の法人）の100% 子会社及び100% グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人に，この特例は適用されない。

5）　外形標準課税導入前，事業税所得割税率は資本金規模を問わず9.6% であったが，2004年度に外形標準課税が導入されると，資本金１億円超の法人の所得割税率は7.2% に引き下げられ，付加価値割税率が0.48%，資本割税率が0.2% に設定された。また，2015年度には，資本金１億円超の法人の所得割税率は６％（地方法人特別税を含む）に引き下げられ，付加価値割税率が0.72%，資本割税率が0.3% に引き上げられた。続く2016年度はさらに，資本金１億円超の法人の所得割税率は3.6% に引き下げられ，付加価値割税率が1.2%，資本割税率が0.5% に引き上げられた。この間，資本金１億円以下の法人の所得割税率は9.6% のまま据え置かれている（厳密には，2008年10月以降，地方法人特別税を含む税率は9.59% となっている）。

6）　無償減資の例としてはシャープや吉本興業のケースが有名である（日本経済新聞2015年５月９日，５月13日，７月29日）。

7）　資本剰余金は減資以外にも様々な要因によって変動するが，ここでは自己株式償却による変動の影響を取り除くため，資本剰余金から自己株式を差し引いたもの（調整後資本剰余金）を用いる。

8）　利益剰余金は減資による欠損填補以外にもさまざま要因によって変動するが，ここでは当期純利益による変動の影響を取り除くため，利益剰余金の変化額から当期純利益を差し引いたものを用いる。

9）　資本金１億円超の法人のうち減資しなかった法人と，資本金１億円超から資本金１億円以下に減資した法人の合計を全体としたときの割合を示している。

10）　資本金１億円超の法人のうち減資しなかった法人と，資本金１億円の範囲で減資した法人の合計を全体としたときの割合を示している。

11）　報酬給与額は役員報酬，給与手当，退職金の合計であり，純支払利子は支払利息割引料から受取

利息を差し引いたものである。純支払利子がマイナスの場合にはゼロに置き換える。

12）法人事業税収（地方法人特別税を含む）と法人住民税収は総務省『地方財政白書』の値，法人税収は財務省『一般会計歳入決算明細書』の値を用いた。

13）法人１社当たり法人所得税収は，法人所得税収を国税庁『会社標本調査結果』の法人数（利益計上法人数）で除して求めた。

［参考文献］

梅原英治［2016］「外形標準課税の中小企業への拡充問題の検討」日本租税理論学会（編）『中小企業課税』，財経詳報社，69-85頁。

国税庁［2019］『会社標本調査結果』，国税庁ウェブサイト。

財務省［2014］『法人成り問題を含めた中小法人課税』，税制調査会（法人課税 DG ⑤），内閣府ウェブサイト。

財務省［2018］『平成29年度一般会計歳入決算明細書』，財務省ウェブサイト。

財務省［各年版］『財政金融統計月報（租税特集）』，財務省ウェブサイト。

総務省［2014］『中小法人・公益法人等（地方税）』，税制調査会（法人課税 DG ⑤），内閣府ウェブサイト。

総務省［2019］『地方財政白書　平成31年版（平成29年度決算）』，総務省ウェブサイト。

田中亘［2016］『会社法』，東京大学出版会。

日本経済新聞［2015］「シャープ大幅減資，増資で株主持ち分減少も」2015年５月９日，日本経済新聞ウェブサイト。

日本経済新聞［2015］「シャープ「１億円減資」断念批判考慮，５億円に」2015年５月13日，日本経済新聞ウェブサイト。

日本経済新聞［2015］「吉本興業，「中小企業」に資本金１億円に減資」2015年７月29日，日本経済新聞ウェブサイト。

深尾光洋［1998］「会社法における自己資本維持規定と資本コスト」『会社法の経済学』，東京大学出版会，229-251頁。

Bergner, S., R. Brrutigam, M.T. Evers, and C. Spengel［2017］*The Use of SME Tax Incentives in the European Union*, ZEW-Centre for European Economic Research Discussion Paper No. 17-006.

Crawford, C. and J. Freedman［2010］“Small Business Taxation,” in S. Adam, T. Besley R. Blundell, S. Bond, R. Chote, M. Gammie, P. Johnson, G. Myles, and J.M. Poterba（eds.）, *Dimensions of Tax Design: The Mirrlees Review*, Oxford Uni-

versity Press, London.

Devereux, M.P., L. Liu, and S. Loretz［2014］“The Elasticity of Corporate Taxable Income: New Evidence from UK Tax Records,” *American Economic Journal: Economic Policy*, Vol.6（2）, pp.19–53.

Harju, J., T. Matikka, and T. Rauhanen［2019］“Compliance Costs vs. Tax Incentives: Why do Entrepreneurs Respond to Size-Based Regulations?” *Journal of Public Economics*, Vol.173, pp.139–164.

Hosono, K., M. Hotei, and D. Miyakawa［2020］*The Effects of a Size-Dependent Tax Policy on Firms' Growth and Finance: Evidence from Corporate Tax Reform in Japan*, RIETI Discussion Paper Series 17-E-050.

Liu, L., B. Lockwood, M. Almunia, and E.H.F. Tam［2018］“VAT Notches, Voluntary Registration, and Bunching: Theory and UK Evidence（version November 2018）,” The University of Warwick.

OECD［2015］*Taxation of SMEs in OECD and G20 Countries*, Tax Policy Studies, No.23, OECD Publishing, Paris.